

議 長 日程第6「議案第5号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第5号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例につきましては、学校教育法、技術士法の上位法ですね、改正に伴いまして、布設工事監督者及び水道技術者の資格取得に対し、資格区分の学歴に新たに創設されます専門職大学の前期課程修了者を新たに短期大学士として加えることと、布設工事管理者の受験科目の変更を目的にした条例改正でございます。

それでは、新旧対照表をもとに御説明させていただきます。1枚おめくりください。現行の第3条第3号でございます。布設工事監督者の資格でございます。現行の第3号、「学校教育法による短期大学」の次に「同法による専門職大学の前期課程を含む」を、「卒業した後」の次に「同法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後」という文言を加えさせていただきました。

続きまして、第3条の8号でございます。技術士法の改正に伴い、技術士法に基づく試験を受験し、布設工事監督者の資格を有する際の選択科目の改正をする号でございます。現行科目のうち水道環境という科目を削除いたしました。

続きまして、第4条、水道技術管理者の資格でございます。裏面をおめくりください。現行の第2号では、前条第1項第3号、これは短大を指すのでございますが、工学、理学、医学もしくは薬学に関する科目を修めて卒業した者の

水道の実務経験は6年以上、現行の第4号で、短大で工学、理学、医学もしくは薬学以外の科目を修めて卒業した者の水道の実務年数は7年と定められております。これをそれぞれ短大、第3号に規定する「短大を卒業した者」の次には、
「専門職大学の前期課程の修了者」という項目をつけ加えさせていただいたものでございます。

それでは、本文にお戻りください。施行規則でございます。1ページでございます。施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行する。なお、経過措置といたしまして、この条例の施行前に実施されました技術士法の試験に基づく水道環境を受験した者については、今後、上水道及び工業用水道という科目を選択したものとみなすという経過措置を設けております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。